

世界の人権保護促進への日本の参画(和文骨子)

平成28年7月15日

1. 日本の人権政策

日本は、基本的人権を尊重する憲法の理念を踏まえ、民主的政治制度を発展させ、普遍的価値としての人権及び基本的自由を擁護・促進する政策を推進。人権は国際社会の正当な関心事項であり、特に重大な人権侵害については協調して対応する必要がある。また、人権保護の達成方法や速度に違いはあっても、文化や伝統、政治経済体制、社会経済的発展段階の如何に関わらず、人権は尊重されるべきものであり、その擁護は全ての国家の最も基本的な責務。対話と協力の姿勢に立って、国連を含むマルチの場や二国間対話等において、国際社会が関心を有する人権問題の解決や人権状況の改善を慫慂するとともに、人間の安全保障の観点から、必要かつ可能な協力を実施する。以上をもって、世界の平和と安定及び繁栄にこれまで以上に積極的に貢献していく。

2. 日本の国際的な貢献及び決意

(1) 人権諸条約の締結とその誠実な履行の継続

我が国は以下の主要な人権諸条約を締結しており、これら条約に係る政府報告の提出等を含め、その誠実な履行に努めてきた。

- ・社会権規約(1979年)
- ・自由権規約(1979年)
- ・女子差別撤廃条約(1985年)
- ・児童の権利条約(1994年)
- ・人種差別撤廃条約(1995年)
- ・拷問禁止条約(1999年)
- ・強制失踪条約(2009年)
- ・障害者権利条約(2014年)

また、ジュネーブ諸条約、難民条約も締結し、誠実に遵守してきている。

更に、2014年子の利益の保護の観点から、国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約(ハーグ条約)も締結した。

今後も、各人権条約体との協力及び人権諸条約の実施に係るコミットメントを強化するため、これら人権諸条約の各委員会から出される勧告を適切にフォローアップしていく。

(2) 国連をはじめとする国際社会における貢献

(ア) 人権理事会への積極的参加

日本は、国・地域の人権状況、および人権上の諸問題の解決に向けて、UPR(普遍的・定期的レビュー)を含む様々な機会を通じ、人権理事会の活動に積極的に貢献してきた。2006年の人権理事会設立以降、初代から2011年まで継続して理事国を務め、2013年から2015年末までも理事国としての任期を全うし、以下の通

り、主要決議の審議・採択への積極的な貢献を通じ、国際社会の世論形成に取り組んできた。

ア 「北朝鮮人権状況決議」の採択をEUとともに主導して、拉致問題を含む北朝鮮の人権状況の改善に向けて、国際的な関心を高める努力をしている。

イ 「カンボジア人権状況決議」のペンホルダーを務め、カンボジア政府の人権状況改善に向けた努力への支援を継続。

ウ 「ハンセン病差別撤廃決議」及びそのフォローアップ決議採択を主導。

この他、シリア、ブルンジの人権状況の改善、女性や児童などの社会的弱者の保護促進、紛争下の性的暴力、暴力的過激主義への対応にかかる議論にも積極的に貢献。

また、国連人権高等弁務官事務所(OHCHR)や特別手続の役割を重視。特別報告者との有意義かつ建設的な対話の実現のため、今後もしっかりと協力していく。

さらに、UPRを含む人権理事会の活動に積極的に貢献していく。2012年のUPR審査の結果を真摯に受け止め、2016年に自発的に中間フォローアップ文書を公表する。

人権理事会レビューの議論にも積極的に参加し、人権理事会をより効果的・効率的に機能するものとするため引き続き取り組んでいく。

(イ) 国連総会やその他のフォーラムにおける貢献

国連総会等その他のフォーラムにおいては、人間の安全保障、女性、防災等の分野において、リーダーシップを発揮しつつ積極的に参画。

ア 「人間の安全保障」の概念を提唱し、普及に努めてきた。2030アジェンダは、「人間中心の」アジェンダとされており、これは人間の安全保障の理念を反映したものと考える。今後とも、人間の安全保障の実現に向けて努力する。

イ 女性の参画と保護の分野における議論をリードしていく。2030アジェンダに至る交渉ではゴール5の重要性を強調した。国連女性の地位委員会の議論に積極的に貢献。2015年には安保理決議第1325号に基づく「行動計画」を策定。また、「女性と経済」及び「グローバルな課題」という二つのテーマの下、一昨年と昨年の2回にわたり国際女性会議 WAW!(World Assembly for Women)を開催。昨年は145名のリーダーが集結し、「女性が輝く社会」の実現に向けた機運を高めた。本年もWAW!開催予定。

ウ 2015年3月には、第3回国連防災世界会議を開催。新しい国際的防災指針である「仙台防災枠組2015-2030」を採択。我が国をはじめ142か国が「世界津波の日」(11月5日)の制定を共同提案し、平成27年12月に第70回国連総会本会議で採択された。災害リスク削減のためより広範かつ人間中心の予防的アプローチを実践していく。

エ 2030アジェンダに至る交渉では、児童に対する暴力の撤廃(ターゲット16.2)の重要性を強調した。

また、安保理における文民の保護、特に紛争下における性的暴力と児童と武力紛争のアジェンダの推進にも引き続き貢献していく。

(3) 二国間での対話の促進

相互の理解と尊重に基づく対話と協力の理念を重視しつつ、これまで10か国以上と人権対話を実施。

今後も人権に関する各国とのインタラクティブな対話を継続し、ベスト・プラクティスの共有等を通じて、人権面の諸課題の解決に向けた各国の取組に貢献すべく努める。

(4) 開発協力

2015年2月、「開発協力大綱」を策定。指導理念として、「人間の安全保障」の推進を掲げ、「誰一人取り残さない」(no one left behind)との基本方針の下、人間一人ひとり、特に脆弱な立場に置かれやすい児童、女性、障害者、高齢者、難民・国内避難民、少数民族・先住民族等に焦点を当て、その保護と能力強化を通じた協力の推進を表明。本理念の下で、以下の具体的な取組を通じ、人権状況の改善にも貢献。

ア 我が国は、2014年、保健医療分野に527百万ドルの政府開発援助を実施。ユニバーサル・ヘルス・カバレッジ(UHC)の実現と継続のため積極的に貢献。2015年9月策定の「平和と健康のための基本方針」に基づき今後も UHC を推進し、SDGs履行を進める。

イ 女性関連分野(保健・教育・農業等)において2013年からの3年間で30億ドルのODAの実施を表明、着実に実施。女性・女兒の質の高い教育のため、2015年からの3年間で420億円以上のODAの実施を表明。

ウ 教育分野では、上記に加え、「学び合いを通じた質の高い教育の実現」をビジョンとして、「平和と成長のための学びの戦略」を発表。

エ 防災分野では、2015年3月の第3回国連防災世界会議にて発表した「仙台防災イニシアティブ」の下で、2015年から2018年の3年間で40億ドルの資金協力、4万人の防災・復興人材育成を表明、実施中。

オ 障害者施策分野では、バリアフリー化や社会参加促進などで貢献。

カ 平和構築分野では、選挙支援、元兵士の社会復帰、制度整備などで貢献。

キ 人権の保護・促進につながる関連国際機関(OHCHR, UNHCR, UNDP, UNICEF, UN Women 等)の活動にも積極的に協力・貢献。UN Women に対する拠出金を2013年からの2年間で10倍以上に増加。今後とも、自発的拠出を含め、これらの国際機関を継続的に支援していく。

3. 日本の国内的な取組及び決意

締結した主要な人権諸条約を誠実に実施するため、関係省庁が一丸となり、様々な分野での権利の保護・促進に取り組んでいく。我が国として例えば以下のような社会的弱者の保護等の施策を推進するとともに、NGOを含む市民社会との対話を更に実施していく。

(1) ジェンダー

「女性が輝く社会」の実現は重要課題の一つ。2015年12月に第4次男女共同

参画基本計画を閣議決定。4つの政策領域、12の個別分野及び推進体制、71項目に及ぶ成果目標を設定し、男性中心型労働慣行等の変革、あらゆる分野での女性の参画拡大、女性に対する暴力根絶に向けた取組の強化等を重視。

(2)障害者

2014年の障害者権利条約の締結に先立って、障害当事者の意見も踏まえつつ様々な国内法を改正・成立(障害者基本法(改正)、障害者総合支援法(成立)、障害者差別解消法(成立)、障害者雇用促進法(改正))。条約の理念も踏まえつつこれらの法に沿った施策を着実に履行していく。

(3)児童

ア 2016年7月に決定した「第三次児童ポルノ排除総合対策」及び児童ポルノ単純所持規制を盛り込んだ2014年の改正児童買春・児童ポルノ禁止法を着実に実施していく。

イ また、子供の貧困対策に関する大綱を策定したことを踏まえ、貧困の連鎖の解消に向けた取組を総合的に推進していく。

(4)高齢者対策

ア 2013年に施行された「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律の一部を改正する法律」により、希望者全員が65歳まで働ける制度の導入を企業に義務付けた。

イ また、高齢者の虐待については、「高齢者虐待の防止、高齢者の擁護者に対する支援等に関する法律」に基づき、市町村が設置する高齢者虐待の対応窓口に住民が相談・通報することが求められている。

(5)ハンセン病

過去のハンセン病患者への不適切な隔離などのハンセン病対策の歴史を踏まえ、ハンセン病患者・回復者に対する偏見・差別の解消に向けた取組を実施。本問題につき高い知名度・評価・知識を有している日本財団笹川陽平会長に「ハンセン病人権啓発大使」を委嘱。

(6)人身取引対策

人身取引対策に関する国内措置及び国際協力等を促進していく。2014年、従来の行動計画を改定し、「人身取引対策行動計画2014」を策定。

(7)先住民族

アイヌの人々の意見等を踏まえつつ、アイヌ政策推進会議の開催等を含め、総合的かつ効果的なアイヌ政策を推進。

(了)